

常勤役員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第3条第2項の規定に基づき、公益財団法人私立大学退職金財団の常勤役員の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当)

第2条 常勤役員が退職し、又は死亡したときは、退職手当を本人又はその遺族に支給する。ただし、1年未満で退職した場合には支給しない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職一月につき、退職又は死亡の日におけるその者の報酬月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。

(功労者に対する加算)

第4条 理事長は、常勤役員が退職し、又は死亡した場合において、その者が役員として特に功績顕著と認めるときは、理事会に諮ったうえで、前条による算出額のほかに、報酬月額を超えない範囲の額を加算して退職手当を支給することができる。

(再任者の場合の取扱い)

第5条 常勤役員が任期満了後、引き続き常勤役員に再任されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

(在職期間の計算)

第6条 常勤役員の在職期間の計算は、その者が役員になった日の属する月から退職し、又は死亡した日の属する月までとする。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に定める遺族の範囲及び順位については、別に定める退職手当支給規程第8条の規定を準用する。

(端数計算)

第8条 退職手当の額を計算する場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を10円に切り上げる。

(退職手当からの控除)

第9条 退職手当は、法令により控除すべき額を控除し、その残額を支給する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則 (昭和57年3月26日第3回理事会)

(施行期日)

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年9月27日第24回理事会)

(施行期日)

この改正規程の第3条から第5条までの規定は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成 20 年 11 月 13 日第 83 回理事会）
（施行期日）

この改正規程の第 3 条の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 13 日第 96 回理事会）
（施行期日）

この改正規程は、公益財団法人設立登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。